

相楽東部広域連合文化財保護条例施行規則

令和2年7月20日

教委規則第 7 号

(目的)

第1条 この規則は、相楽東部広域連合文化財保護条例（平成21年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の同意)

第2条 条例第3条第2項の規定による所有者又は占有者の同意は、当該所有者からの相楽東部広域連合指定文化財指定同意書（別記第1号様式）の提出をもって行うものとする。

(指定書)

第3条 相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）が条例第3条第4項の規定による指定をしたときは、当該所有者に相楽東部広域連合指定文化財指定書（別記第2号様式）を交付しなければならない。

(指定書の再交付)

第4条 所有者が相楽東部広域連合指定文化財指定書を紛失し、若しくは滅失し、又はき損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合、これらの事実を証明するに足る書類又はき損した相楽東部広域連合指定文化財指定書を添えなければならない。

2 再交付の申請は、相楽東部広域連合指定文化財指定書再交付申請書（別記第3号様式）によらなければならない。

(指定台帳)

第5条 教育委員会が条例第3条の規定による指定を行ったときは、相楽東部広域連合指定文化財指定台帳（別記第4号様式）に登載しなければならない。

(指定の解除)

第6条 条例第4条の規定による解除の通知は、相楽東部広域連合指定文化財指定解除通知書（別記第5号様式）によらなければならない。

2 所有者は、前項の規定による解除の通知を受けたときは、すみやかに相楽東部広域連合指定文化財指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(現状変更)

第7条 条例第6条第2項の規定による現状変更の許可申請は、相楽東部広域連合指定文化財現状変更許可申請書（別記第6号様式）によらなければならない。

(管理責任者の選任及び解任)

第8条 第3条の規定により相楽東部広域連合指定文化財指定書の交付を受けた者は、相楽東部広域連合指定文化財管理責任者の選任及び解任届（別記第7号様式）により届出をしなければならない。

(滅失等)

第9条 条例第6条第1項第1号に規定する滅失、き損又は亡失の届けは、相楽東部広域連合指定文化財滅失・き損・亡失届（別記第8号様式）によるものとする。

(所有者等の変更)

第10条 条例第6条第1項第2号及び第3号に規定する所有者等に異動を生じたとき、又は所在を変更したときは、相楽東部広域連合指定文化財（所有者氏名・住所・所在）変更届（別記第9号様式）によるものとする。

(指定書の引き渡し)

第11条 前条の規定により所有者が変更された場合、旧所有者は、当該相楽東部広域連合指定文化財の引き渡しと同時に相楽東部広域連合指定文化財指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

所有者
住 所
氏 名 ⑩

相楽東部広域連合指定文化財指定同意書

私が所有・保持する文化財を相楽東部広域連合指定文化財として指定されることに同意します。

記

- 1 文化財の種類
- 2 文化財の名称及び員数
- 3 文化財の所在地
- 4 添付書類
占有者があるときはその同意書

別記第2号様式(第3条関係)

第 号

相楽東部広域連合指定文化財指定書

名称

員数

相楽東部広域連合指定文化財に指定する。

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 印

(裏)

所有者の氏名	所有者の住所	所在	交付又は再交付 年 月 日
			年 月 日

所有者の氏名	所有者の住所	所在	変更の年月日

員数の細目

備考

次の場合には指定書を添えて届け出ること。

- 1 指定文化財の所有者が変更したとき。
- 2 指定文化財の所有者の住所が変更したとき。
- 3 指定文化財の所在が変更したとき。

別記第3号様式(第4条関係)

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

所有者
住 所
氏 名 ⑩

相楽東部広域連合指定文化財指定書再交付申請書

相楽東部広域連合指定文化財指定書を紛失（滅失・き損）したので、関係書類を添え、再交付を申請します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定の年月日
- 3 指定書の記号及び番号
- 4 文化財の所在地
- 5 指定書の交付年月日
- 6 紛失（滅失・き損）の理由
- 7 その他参考となる事項

備考

事実を証明するに足る書類又はき損した指定書を添えること。

別記第4号様式(第5条関係)

相楽東部広域連合指定文化財指定台帳			
指定記号番号	第 号	指定年月日	年 月 日
名 称			
種類及び員数			
構造及び材質			
寸法及び重量			
製作年代(時代) 並びに作者			
所在地			
所有者等の 住所氏名			
指定事由及び由来 伝 説			
その他参考事項			

記載上の注意

- 1 1件1枚とする。
- 2 写真見取図は裏面に添付する。

別記第5号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

様

相楽東部広域連合教育委員会 印

相楽東部広域連合指定文化財指定解除通知書

下記の相楽東部広域連合指定文化財指定を解除しましたので、通知します。

記

- 1 指定書の記号及び番号
- 2 文化財の名称及び員数
- 3 文化財の指定年月日
- 4 文化財の所在
- 5 所有者の住所氏名
- 6 解除の理由

注意 この通知書を受け取ったときは、指定書をすみやかに返還してください。

別記第6号様式(第7条関係)

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

所有者
住 所
氏 名 ⑩

相楽東部広域連合指定文化財現状変更許可申請書

下記のとおり相楽東部広域連合指定文化財の現状変更の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 記号番号
- 2 名称及び員数
- 3 所在地
- 4 指定年月日
- 5 現状変更を必要とする理由
- 6 現状変更の内容及び実施の方法とその場所
- 7 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 8 現状変更に係る工事その他の行為の施工者氏名及び住所
- 9 その他参考となる事項
- 10 添付書類
現状変更等の設計仕様書及び設計図

別記第7号様式(第8条関係)

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

所有者
住 所
氏 名 ⑩

相楽東部広域連合指定文化財管理責任者の選任及び解任届

下記のとおり相楽東部広域連合指定文化財の管理責任者を選任・解任しますので届け出
ます。

記

- 1 記号及び番号
- 2 名称及び員数
- 3 指定年月日
- 4 管理責任者の住所氏名
- 5 選任・解任の年月日
- 6 選任・解任の理由
- 7 その他参考となるべき事項

別記第8号様式(第9条関係)

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

所有者
住 所
氏 名 ⑩

相楽東部広域連合指定文化財滅失・き損・亡失届

下記相楽東部広域連合指定文化財が滅失・き損・亡失しましたので下記のとおり届け出
ます。

記

- 1 記号番号
- 2 名称及び員数
- 3 指定の年月日
- 4 所在地
- 5 滅失、き損又は亡失の事実の生じた日時及び場所
- 6 滅失、き損又は亡失の原因並びにき損の場合はその箇所及び程度
- 7 滅失、き損又は亡失の事実を知った日
- 8 その他参考となるべき事項

別記第9号様式(第10条関係)

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

所有者
住 所
氏 名 ⑩

相楽東部広域連合指定文化財（所有者氏名・住所・所在）変更届

下記のとおり相楽東部広域連合指定文化財の（所有者氏名・住所・所在）を変更しますので届け出ます。

記

- 1 記号番号
- 2 名称及び員数
- 3 指定の年月日
- 4 変更前の所有者の住所氏名
- 5 変更後の所有者の住所氏名
- 6 変更前の所在
- 7 変更後の所在
- 8 変更の年月日
- 9 変更の理由
- 10 その他参考となるべき事項